

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第3回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和7年2月20日（木） 午後2時から午後3時まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	<p>(津市介護保険事業等検討委員会委員)          浅田順子、石川博之、奥田昌也、笠井瑞穂、清水明、          高林光暉、田端佳代子、寺田幸司、中川佳子、          永田博一、林幹也、福本克己、古川和也、村瀬博、          渡部泰和          (事務局)          健康福祉部長 坂倉誠          健康福祉部次長 松田孝行          介護保険課長 永合由典          高齢福祉課長 長谷川義記          地域包括ケア推進室長 新なおみ          高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 橋爪秀典          地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹（兼）          地域包括支援センター 前山広重          介護保険課調整・介護保険担当主幹 鈴木弘一          介護保険課介護保険担当主幹 土田仁美</p>
5 内容	(1) 津中央地域包括支援センターの移転について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者 の数	0人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 059-229-3149 E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（土田） それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第3回津市介護保険事業等検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

議事に入るまで進行役を務めさせていただきます介護保険課の土田でございます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の委員の皆様の席順につきましては、50音順とさせていただいております。ご了承いただきたいと思います。

続きまして本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

三重短期大学 武田委員、津市ボランティア協議会 横山委員がご都合により欠席、また奥田委員におかれましては、遅れてご出席されるとの連絡をいただいております。

このため、委員17名のうち出席委員14名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、当委員会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開とし、会議の内容につきましては録音させていただくとともに、会議の議事録は津市のホームページ上で公開させていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは、ここで本日の資料を確認させていただきます。本日の資料といたしまして、事項書、検討委員会委員名簿、資料1、資料2、資料3、最後に、事前に配付させていただきました「津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」をお持ちいただいているかと思います。資料は以上となります、不足の資料がありましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条により、委員長が議長を務めていただくよう規定しておりますことから、ここからは、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。渡部委員長、よろしくお願ひいたします。

渡部委員長

それでは、議事に入りたいと思います。進行にご協力を願います。

まず、事項 1 としまして「津中央地域包括支援センターの移転について」事務局の説明を求めます。

事務局（前山） 事項 1 の「津中央地域包括支援センターの移転について」説明します。資料 1 をお願いします。令和 7 年 1 月 27 日付で、津中央地域包括支援センターを運営する学校法人藤田学園理事長より、事務所移転依頼の提出がありました。

地域包括支援センターの設置運営については、平成 18 年の厚生労働省老健局計画課長発出の「地域包括支援センターの設置運営について」に基づき、センターの設置体制整備や設置・変更・廃止などの際は、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえた上で規定されています。当委員会は、地域包括支援センター運営協議会としての機能を持ち、当委員会設置要綱第 2 条第 3 号に、地域包括支援センターの設置及び運営等に関することが規定されています。以上から、津中央地域包括支援センターの事務所移転についてのご審議をお願いします。

では改めて、資料 1 の 1 ページをご覧ください。

事務所移転の理由としましては、現在の事務所は津市大門 6 番 5 号プライム大門 2 階にありますが、（1）立地課題として、フェニックス通り沿いに立地していますが、この商業ビルの 2 階にあり、通りから見ると見えづらいため、来所相談を希望される方に電話で所在地を案内する時に分かりにくいと言われことがあります。（2）建物課題につきましては、商業ビルの 2 階に所在しているため、ビルに入った後、エレベーターで 2 階に上がってもらう必要がありますが、ビル内に案内看板も少なく分かりにくい状況ということです。

次に 2 の移転によるメリットです。3 ページ目に位置図を添付しておりますので併せてご覧ください。立地予定場所と駐車場予定地は津市東丸之内 4-21、現在のじけ洋装店 1 階です。国道 23 号線沿いで場所は分かりやすく、三重交通のバス停が目の前にあり、歩道から直接入ることができます。また、丸之内商店街の中にあり、市民の方にとって馴染みやすい場所であります。駐車場は建物東側敷地内に 3 台分確保されており、車で来られる方

の利便性も担保できています。現在の事務所は2階ですが、移転先の事務所は1階になり、迷うことなく利用できるということです。3ページの位置図では、現在の津中央地域包括支援センターは、国道23号線から東のフェニックス通りに入った北側のビル、プライム津大門2階に事務所があります。移転先は、国道23号線沿いの松菱の建物の北となります。

2ページ目をご覧ください。移転予定日は令和7年3月17日(月)を目安に計画しております。電話番号、FAX番号は変更なしということです。

4ページに移転予定地の平面図、現況の外観の状況、5ページに事務所内の机等の設備の配置図、建物内の状況を資料として添付しております。

津中央地域包括支援センターは、令和2年4月1日に現在の事務所に開設しました。今回の移転により、大通り沿いに移ることで、市民の方にも事務所の場所が分かりやすくなり、利便性も高まると思われます。また地域包括支援センター募集要領の設備等の項目における、公正・中立な運営を確保するための法人本体施設と当該事業実施施設との明確な区分、受付カウンターの設置、相談室及び会議室の機能を持つ部屋の設置、専用駐車場の3台以上の確保等、4ページ、5ページの資料からも要件は満たしております。

今後のスケジュールにつきましては、本委員会で承認をいただきましたら、3月12日(水)を目途に工事を行い、3月14日(金)に引っ越し作業、3月17日(月)に移転先の新事務所で業務開始を予定しております。

事務所移転の地域の方への周知につきましては、3月4日(火)の敬和地区民児協定例会、3月19日(水)の橋内地区民児協定例会において移転の説明を行い、また、居宅介護支援事業所等関係機関への事前の周知も行います。3月17日(月)から4月30日(水)までの期間は、移転前の事務所に事務所移転の案内チラシを掲示します。また、3月中は、津中央地域包括支援センター職員が旧事務所に相談者が来られていないか、定期的に巡回されるということです。また、津中央地域包括支援センター

のホームページへ移転のお知らせの掲載や、4月1日に広報津と同時配布する津中央地域包括支援センター便りの回覧等で担当地区の市民の方へ周知するなど、事務所移転による混乱が起こらないよう対応してまいります。

以上で、津中央地域包括支援センターの事務所移転についての説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

渡部委員長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

福本委員

相談室の使用は、包括支援センターの専用という考え方であって、隣に併設されている訪問看護ステーションの相談室と兼用されるということではないですか。

事務局（新）

資料1の4ページ目に書かれております赤の実線の内側は、全て地域包括支援センター専用の区画となります。更衣室、トイレ、休憩スペースなどの破線で囲われている部分は共有スペースになっていますので、相談室に関しましては、地域包括支援センター専用のスペースとなります。

渡部委員長

事務所の移転場所辺りは一方通行があって、結局ぐるっと回つて駐車場へ入っていくのですが、国道23号線側からの案内看板は見やすいのでしょうか。

事務局（新）

4ページになりますが、現在使用している立体の立て看板が一つと、国道23号線側からも見えるように入り口の上に「津中央地域包括支援センター」と2か所、国道23号線沿いには見えるように設置させていただきます。また、駐車場の方のところにも入り口の上に「津中央地域包括支援センター」の案内看板を出させていただきますので、極力見やすいように看板の設置をします。

渡部委員長

慣れてきたらスムーズにいくでしょうが、移転した最初はとまどうかもせんね。

他にどなたかご意見ありますか。

中川委員

ケアマネジャーとしての意見になりますが、やはり現在の事務所の場所もちょっと分かりづらくて、私も初回は迷っていた記憶があります。地域の方もこちらの移転場所の方が、現在の場所より行きやすいのではないかなと思います。

一つ気になることは、駐車場3台は、おそらくケアマネジャーが相談等でよく行かせていただくことになると思いますが、駐車場は3台分とのことで、停められない場合に、他の場所の確保はあるのでしょうか。

事務局（新）

今回予定されております地域包括支援センターの移転場所ですが、その近くにコインパーキングがいくつかありますし、そちらをご案内させていただき、停めていただく場合は、駐車券を発行させていただくことになっておりますので、おそらくそんなに停められない場合があることはないだろうと考えております。

渡部委員長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。  
意見が無いようでしたら、事項2の「その他」について、何かありますでしょうか。

事務局（永合）

介護保険課から2点ご報告させていただきたいと思います。  
1点目は、資料2、A3の横の資料をご覧ください。津市介護保険事業計画に関するモニタリングについてでございます。  
津市介護保険事業計画につきましては、3年間を計画期間としておりますが、前計画となります第8期介護保険事業計画が令和5年度に終了しましたことから、計画値にあります第1号被保険者数、認定者数、認定率、サービス種別の給付費に係るモニタリングを行いまして、計画で定めた計画値と実績値の乖離状況を把握するとともに、その要因について検証を行いましたので、その結果をご報告させていただきます。

まず、1 第1号被保険者数についてです。表の1行目になりますが、各年度、実績値と計画値に乖離はなく、計画値通りとな

りました。

次に、2 要介護・要支援認定者数及び認定率です。表の2行目、3行目となりますと、令和5年度の実績値について、少し計画値との乖離が見られましたが、計画期間全体においては概ね計画通りであると考えています。今後、後期高齢者の増加に伴い、新規の認定申請者も増加することが予想されます。それによりまして、特に軽度の認定率、介護度で言えば要支援1から要介護2の方の増加が見込まれることから、引き続き介護予防や重度化防止の取組を推進していきたいと思います。

最後に、3 給付費についてです。表の4行目以降となりますと、計画期間全体において概ね計画通りであると考えますが、令和4年度の施設サービス給付費が前年度の実績を下回っております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、給付費が施設サービスにおいて減少したことが要因の一つであると考えています。

以上、津市介護保険事業計画に関するモニタリングの報告でございます。

続きまして、2点目の報告となりますと、資料3をご覧ください。前回の令和6年1月14日に開催いたしました第2回津市介護保険事業等検討委員会で、委員の方からご質問いただきました「市内の特別養護老人ホームにおける従来型施設とユニット型施設別の申込者数」につきまして、三重県長寿介護課より、令和5年9月1日現在の数字を提供いただきましたのでご報告させていただきます。なお、従来型施設とは、4人部屋などの多床室がある施設、ユニット型施設とは、すべて個室で、10人を1ユニットとしてエリア分けがされている施設となります。

津市に所在する特別養護老人ホーム30施設のうち、従来型施設は14施設で、その施設のベッド数は計922床となっております。こちらの入所申込者数、ここで言う入所申込者とは、令和5年9月1日現在で入所を待つて見える方という意味合いになりますが、合計で923人となっています。次に、ユニット型施設は16施設で、ベッド数は819床となっています。ユニット型施設の入所申込者数は計731人となっております。なお、注意

書きにもありますように、こちらの入所申込者数につきましては、名寄せ及び追加調査前の数字となっており、令和5年9月1日現在で、例えばすでに死亡されている方や、津市外に在住する被保険者からの申し込み分も含んでいます。また1人の方が複数の施設に申し込んでいる場合もあり、1施設ごとに1人として数えていますので、申込者の延べ人数となっています。資料3の2枚目につきましては、津市に所在する特別養護老人ホーム30施設の内訳になりますので、参考に見ていただきたいと思います。

以上、介護保険課から2点報告をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

渡部委員長

ありがとうございました。介護保険事業計画は、概ね予定どおり進んだということですね。

もう一つ、特別養護老人ホームの待機者の数を見ますと、重複も含めて約1,500人待っているということですね。

それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

村瀬委員

「市内の特別養護老人ホームにおける従来型施設とユニット型施設別の申込者数」の調べ、ありがとうございました。これだけではなかなか把握できないので、県の方で資料をもらつていただいてありがとうございました。

従来型施設の入所申込者数は923人ということで、個室のユニット型施設より多いということがわかりました。なかなか個室となると、国民年金の水準で暮らしてみえる方については、個室の場合は食費と居住費を合わせて大体9万円ぐらいかかると思いますので、高いかと思います。従来型施設の要望が多いことがこれでわかりました。ありがとうございました。

以前にも少しお話させていただきましたが、介護施設は一旦入所すると、医療とは違って退所するのはなかなか難しい。費用負担というのはずっと続くという医療と介護の違いというのがありますし、内訳はわからないんですが有料老人ホーム、あるいはサービス付き高齢者向け住宅での特別養護老人ホームへ入るための

入所待ちが、待機者全体の大体1割から1割5分あるということです。従来型施設を新しく建設するということはあまりないわけですけれど、そのようなニーズがやはりあるということで、とりあえず有料老人ホームへ入って、そこから特別養護老人ホームへ入りたいという要望もあるということを、今後計画作りかと思いますが、少しそうしたところについては念頭に置いて進めていただきたいなと思っています。

渡部委員長

確かに有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅から移りたいという方は結構みえるようですが、施設を増やすような予定はないのでしょうか。

事務局（永合）

施設の整備につきましては、現計画の中で、お手持ちの計画書の61ページに施設整備の方を記載させていただいております。

（3）介護施設サービスの充実というところに、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームになりますが、こちらの計画としまして令和8年度に定員80人ということで、施設整備を計画しております。

渡部委員長

80名増えてもちょっと維持状況には変わりないということですね。他にどなたかご意見、ご質問ありますか。

村瀬委員

居住費がかなり高いように見受けられると私は感じているところなんですが、数は少ないですけれど、その居住費に対する支援をしている市があると、全国的に言えば少しあると聞きますが、そのような方向での考えはあるんでしょうか。あるいは全くないんでしょうか。

事務局（永合）

居住費の支援ということで、介護保険施設である特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院以外の施設ということでよかったですでしょうか。サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、グループホームへの支援ということでしょうか。

国の事業として、グループホームに対する家賃補助、居住費補

助という枠組みはあるかと思いますが、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅につきましては、そういういたものはないと思います。ただ津市として現在のところ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームの居住費についてそういう支援を行うという予定はありません。

渡部委員長

残念ながらないということですね。

これに関連して、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームで、特別養護老人ホームに入るまでを待っている人も見えるわけですから、その部分の実態把握はいかがですか。

事務局（永合）

実態把握まではできてはいませんが、日常業務の中でそういう声があるかといいますと、あまりないというのが現状です。逆に市内の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は増え続けていますので、ある程度余裕があるのかなというふうには考えております。

渡部委員長

どこかに入所しながら特別養護老人ホームへの入所を待っている方が、15パーセントくらいということでしたかね。

村瀬委員

全体の待機者の中で1割から1割5分ぐらいは、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに入所しながら特別養護老人ホームへの入所を待っています。先ほどの県の調査で、そういう状況が続いているということです。

渡部委員長

そうすると、大半の方は在宅で、特別養護老人ホームへの入所を待っているということですね。

村瀬委員

ケアマネジャーさんに聞くと、国民年金あるいはそれ以下の所得の方については、施設入所は難しいというふうな感じで、施設入所への選択を進めること自体難しいという感じですので、在宅で過ごされているという方がかなりいるのではないかと思っています。

福本委員 そちらに関連して、居宅系サービス・通所系サービスの昼食費が、物価がかなり上がってきた中で引き上げられていると思うんですが、なかなか支払うのが厳しくなってきたとか、介護サービス量を減らさないといけないなどの相談はないんでしょうか。

事務局（永合） 日常業務の中では聞いていません。当然、物価高騰で厳しい状況にはなっており、今後そういう相談はあるかもしれません。

渡部委員長 物価高騰に対する対策を、市の方では実施されているようですが。

では、次の方お願いします。

高林委員 今のご質問ですが、利用されている方にとっては当然の質問かと思います。

実は、こういう制度というのはかなり広範になっています。私ども自身も高齢者福祉の事業をいろんな形で展開させていただいております。

今ご質問いただいたサービス付き高齢者向け住宅とかそういうところの料金の部分で、居住費というものがあります。私ども当初、事業としての考え方として今はあまり言いませんけど、最初言われたのはやはり応益負担、応能負担という考え方で、老人福祉法をベースにしたもので言いますと、そういう事業については、応能負担。だからお金のある、なし、それをちゃんと配慮した形の補助が出る。今おっしゃったような形ですね。

ところが今ご質問された部分については、そこから外れているというか、制度的にはちょっと違うもので、そこに対する主体性というのは、いわばその事業所側にあると私どもは考え方をします。高いとおっしゃるとおりだと思います。ただこれは、自分たちの整理の仕方としては、応益負担という考え方。その益が何であるかというのは微妙なんんですけど、早く入れるとか、例えばお部屋の作りが自分好みの作りであるとか、そこにそのメリットを見つけられてお入りになる。ただそこが安いかというと高いわけ

ですよね。たぶんそこのところだと思うので、そこで区別をしてはいけないのかもしれません、本来国民として、市民として利用できるベースというものは、津市さんあるいはその保険のシステムの中で一応準備されているという、私どもは考え方をしているんです。ただその結果として、入りにくいとかそれは確かにあります。

もう一つは、今食費の問題をおっしゃったんですけれども、食費自身の基本的な介護保険等については、介護保険の制度下で動いているところで、基準額は一応あるんですよ。ただそれを上回って請求してはならないという形になってないので、これも私は応益負担の部分だと思うんですけど、こんだけ美味しかったらいよと言う方が負担される。結局その部分の差に感じていただく部分があるのかなという気はします。一般論としては平等であって欲しいというのはすごくよく当たっています。

村瀬委員

ちょっと昔、私も行政にいたときに自分の頭の中で整理ができていなかったんですけど、ショートステイと施設入所については食費の補足給付があるわけなんですが、デイサービスにはない。食費というのはデイサービスでは補足給付はない。

厚生労働省の介護サービス関係Q&A集の中に、デイサービスの食費が高いことについて、利用者が弁当を持参することは差し支えないと思ったと思うんですが、やはり同じところで高齢者の方が食べるよう施設から出てきたものと、自分が持参しているというのは、なんかそのQ&A自体が非常におかしい、不思議だなと私自身は感じています。

当時、私は福祉事務所の関係の担当もありまして、生活保護の方が閉じこもりのような状況でやっと外の空気を吸えるようデイサービスに行くようになって、生活保護で閉じこもりのところからデイサービスへ行くという選択は良い方向でしたが、そのときに食事の問題が割とネックにあって、生活保護費は決められていますので、そのときにそういう議論を中ではしていた覚えがあります。デイサービスの食事というのは、サービスそのものは介護保険法で規定されたものなんですが、今そのデイサービスについ

ても補足給付を適用するとして、ショートステイや施設サービスと同じようにするという話はあるんでしょうか。そういうことを言うのがおかしいんでしょうか。お考えを聞かせていただければと思います。

渡部委員長 デイサービスに行ったときの食費ですよね。

村瀬委員 食費代は、高林委員がおっしゃられたように応益負担の考え方ですね。制度上は整理されているので、利用者がお弁当を持参したら安くなるのでは、というのが、厚生労働省の介護サービス関係Q&A集の中にありますよね。

高林委員 たぶんあると思います。なんか納得できないQ&Aですがありますよね。

渡部委員長 食事に関しては、家にいても施設にいても食べるわけですから、補助しないみたいな意見もあったと思うんですが。

高林委員 事業所側の誠意だと思いますし、そこでかかる経費というものは、細かいものを積み上げて人件費であるとか、食材費であるとか、そこで積み上げた結果としての単価というふうに私どもは理解しているんです。

確かに、私のほうからあまりそこの部分まで細かく比較したことはないんですが、金額がかなり違うかもしれませんね。

渡部委員長 介護老人保健施設の方はどうですか。

永田委員 食事ですか。ちょっと細かいところまで理解してないんですけど、非常にですね、施設での食事というのは、県からの指示があって、カロリーがいくつないとあかんとかこれがないとあかんとか、本当にちょっと常識と外れている。施設にしてもこんなものがない、こんなものがないといけないとかで非常に高くつくんですね。

一番安くすむのは老人アパートである。そこにヘルパーが行くのが一番安くつく。何も特別な部屋でなく、余分なものを作らなくて、余分なものをあってもほとんど動けないような人ばかりです。部屋の平米数などいろいろあって、本当に高くなるので老人アパートを作ったらいいなと思ったんですけど、社会福祉法人ではなかなかそれが難しくて、今断念しているんですけどね。一番安くすむのは老人アパートを作って、そこにヘルパーに来てもらう。食事もそんなにいろいろごちゃごちゃ言われなくて、必要なものを作ればいいんですが、結局、介護保険の決まりが厳しくて非常に高くついてしまいます。

事務局（永合） 先ほどのデイサービスの食費の補助制度について、現状はどうかというお話がありましたが、介護保険ですので国の動きとなります、国の方でそういった議論がされているというところはないかと思います。

デイサービスですので、基本的に昼ご飯だけで、朝昼晩3食ではない部分でそういった議論がなかなか出てきてないのではというふうには思っているんですが、事業所さんにとっては、物価高騰というのの大変な影響であろうかと思います。

その物価高騰対策としまして、来年度の予算で介護保険施設等物価高騰対策支援事業として、障害者の事業者、医療施設も含めて、食材費や光熱費の支援をしていくという予算を今議会にあげており、議会で認められれば、来年度も各事業所等より申請手続きをいただきたいと思います。こちらは、三重県の方では既に議決されているということで、三重県の方も物価高騰対策支援をされます。

今回の物価高騰対策支援としましては、先ほどから話題になっていますデイサービスの食材費についても支援の対象で、今回初めて支援対象施設としておりますので、そういった部分の負担軽減というのも考えております。

高林委員

すみません。今ちょうどお話を聞いて結局、入所施設は3食提供があるように、入所施設については基準の額が提示されてい

ます。だからどこの事業所もそれに見合った材料を工夫して提供しています。

デイサービスについては、3食ではないのでそこに基準額が必ず基本的にない。だからあくまでも一つの昼食のサービスとして、お昼のサービスとしてデイサービスとしての提供がある。当然ですけど、事業所側の誠意としてこの金額ですよというのは、利用者の方がご理解いただいてということになります。

最初のところの質問というのは、食費代に補助がという話ですけど、それができるかどうかはまた別問題だと思います。ただ、事業所側から見ると、確かに食材費がものすごく高騰していますので、それに対する補助をしていただくということは、何とか現状のまま提供できる食材、あるいは食事というものを継続できるありがたさがあると思います。基本的には、施設、事業所によつては若干値上げするところもあるかもわかりませんので、このへんのところは、市としても基準額、おすすめ額はたぶん言えないしないと思いますので、難しいところだと思います。

渡部委員長

ありがとうございました。やはり、デイサービスで食事を出す場合は、それが集客の何かメリットというか、良いものを出したら集まるとかあるんでしょうかね。それとなかなか補助金は難しいんですかね。他にどなたかご意見、ご質問ありますか。

福本委員

今までのものとちょっと違うんですけども、次の計画を作る段階のところで、今まで住民の方とケアマネジャーの方へのアンケート調査とか意識調査とかはされていたと思いますが、ぜひ介護サービス事業所への調査というか活用を考えていったらどうかなと思っています。津市の中における介護サービス事業所というのは、あくまでも社会資源と捉えられると思うので、それをいかに活用していくのかということが鍵かなと思います。一つは、介護予防事業をこれからもっと本格的に進めていく上で、高齢者が増えてくる中で、いかに上手に効率的に進めるかという意味では、通所系にしても訪問系にしても、その質の向上が必要になってくるのかなと思うので、そこへどういうふうに事業所と取り組

んでいくのかというのを考えていくことが必要かなと思います。

二つ目が、事業所の質の向上を図っていく必要があるかなと思っています。一つは介護事故とか虐待防止とか、そういったものを未然に防ぐことが必要かなと思うんです。三重県が12月に発表した県内の虐待の事例でいうと、津市内としては45件ぐらいの報告事例が上がっていますが、それの内訳的なものを教えていただければなと思います。地域包括支援センターを中心にしてだけでは、やっぱりまだまだ広い地域の住民の方のそういった介護のプロというのが使いにくいで、それぞれの地点にある介護サービス事業所が、そういった虐待防止とかに果たす役割というのをもっと考えていく必要があるかなと思っています。

三つ目が、災害への対応です。業務継続計画（BCP）の策定などそれぞれの事業所が策定する形になってきたんですが、その業務継続計画を作ったことと、行政とどうやって連絡していくのかということが、事業者さんに聞いてもなかなかはっきりしてこない。有事の際に、事業所の状況を行政がどうやって把握していくのか、うまく連動していないようなことも聞いたので、そういった部分と合わせて、社会資源としての介護サービス事業所の活用も含めて、介護サービス事業所へのアンケート調査のようなものをしていくのがいいのかなというふうに提案したいと思います。

渡部委員長

ありがとうございました。要介護者の避難とか、再度、地域ケア会議などで話し合われたという話も聞きましたけど、いかがでしょうか。

事務局（永合）

貴重なご意見ありがとうございました。

まず1点目の次期計画に当たりまして、今まで市民の方と介護支援専門員の方にアンケートをお願いしていた部分も、それ以外の介護サービス事業者にもということで、ご意見をいただきました。介護保険の事業所に対しましては、地域密着型サービスの事業所に限定されるんですけど、毎年集団指導として、現在は、各種資料をホームページにアップして見ていただくことと併せて、その際にアンケートを行っていますので、そ

ういった機会を捉えて、計画に絡めたアンケートを検討していきたいと思います。

2点目の事故報告、虐待防止について、事故報告に関しましても先ほど申しました集団指導の資料の中で、津市の報告件数、報告内容を簡単には集計してまとめてはありますが、それ以上のどうすれば事故が未然に防げるかという検証であるとかそれをどう活用していくかについては、他市の事例等を見ながらどういうふうにしていくか検討していきたいと思います。

3点目の災害、業務継続計画についてですが、全ての事業所が策定されて、大変な思いをされていると思っているんですが、実際どういう計画でやっているか、実際災害が起ったときにそれが役に立つかというところは、今後の課題と考えておりますので、そういう面も計画の作成に合わせまして、より実効性のあるものとしていきたいと思います。

渡部委員長 ありがとうございました。

村瀬委員 このBCPの関係ですけど、私自治会長の立場で発言させてもらうんですが、自治会長が防災室からの位置付けで個別避難計画を作りました。個別避難計画をその地域のいわゆる要介護の方とかひとり暮らしの方に対して立てなさいということで、自治会長はあまり個人訪問をした経験がなかったりするので、大変苦労して助けてほしいと手を挙げた方について、その個別避難計画を立てました。回収率については、6割から6割5分ぐらいなんですが、福祉との連携をちょっと考えていただきたいなということで、いろんなところで私発言しているんですけど、実際に能登の地震でも、デイサービスの送迎する時間帯である16時10分頃に起きた地震でしたので、デイサービスの送迎の方がおんぶして高台へ運んでいった映像とかビデオを見ると流れています。自治会の方で誰が誰を助けるというそういう個別避難計画を作り上げるわけなんですが、その方がデイサービスに行っているかどうかとか、その期間ショートステイ利用中で家にはいないとか、そういうふうなことが全然わから

ない。

地域の活動が活発なところは、把握している自治会長もいるかもしれません、わからない方が多いので、そういうふうな連携、このBCPで提出したが、施設にいるときはどういう災害対応をするのか、送迎中のときはどう対応するのか。それと、地域の自治会、民生委員さんとの連携というような形での避難計画の策定作りが必要なのでは、縦割りで作成しているだけのような気がして、福祉との連携が必要だと思います。

私は初めて自治会長として個別避難計画作りをやってきたわけですけれど、そういう災害が起こったとき、非日常の対応は福祉の日常的な地域福祉的な対応が基盤ないと動かない。防災室だけの進め方が目についてしまうがないんです。私の自治会で、24時間3交替で障害者の方に入れ替わり立ち代わりフォローしている事業所があるんですけど、防災室だけの取組ではなくしに、福祉関係のそれぞれの課と連携した取組を、スタンスとして進めていただけないかなというのをちょっと感じていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

渡部委員長

地域ケア会議で結構そのような話をされているようなことを聞きますが、いかがでしょうか。

事務局（新）

各地域包括支援センターでは、様々なケア会議で地域包括支援センターの特色をもつていろんなことの話し合いの場が持たれているかと思いますが、確かに、私もあり存じ上げなかつた個別避難計画のことについて、とある地域包括支援センターのエリアで防災室の方から説明をいただきながら、いろいろと話を聞かせてもらいました。

私たち包括支援センターであります、出席者のケアマネジャーの方やサービス提供事業者の方がもし一声かけていただければ、回収率も上がるようお手伝いできたのにという声を聞いたりもあります、いろんな会議で話を聞くと、少し分かれているところもあるかもしれません、そういう会議を通じて、防災室の方にはお話をできたらいいなというふうに思っています。

事務局（坂倉） 先ほどのお話の中でありました災害時の避難行動要支援者名簿等につきましては、福祉の担当から危機管理担当へ情報提供させていただいております。現状手下げ方式という方法で、市が名簿等を作成させていただきますので、その中でご案内を市民の方にさせていただきまして、名簿登載を拒否される方はこちらの方にご案内くださいというような形で、手下げ方式で、こちらは条例で決まっておりますので、そういうやり方で名簿の作成を年1回させていただいております。

また、先ほどのお話の中でデイサービス等の送迎中に災害があった場合というリアルタイムの状況というのは、やはり市としても把握できないところもありますので、それぞれの事業所の方でBCPやいろんな災害対応に向けて、どのように対応するかということをしっかりと計画の中で盛り込んでいただく、そういった中でどういうふうな形で盛り込んでいるかというのは、先ほど介護保険課長がお話させていただいたように、中身とかそういう部分、市は指定権限の関係でどうしても地域密着型の事業所が中心となります、そちらを中心にはまず取り組んでいきたいと考えております。

また、入所施設につきましては、福祉避難所の協定を結んでいます。有事の際には、要介護の方や重度の方につきましては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害は障害の施設等と協定を結んでおりますので、そういったところで対応できるように進めていきたいと考えております。また、軽度の方につきましては、福祉避難所の拠点ということで、垂水とかですね、そういうたところで、たるみ子育て交流館あるいは津市たるみ老人福祉センター、あるいは障害施設というようにそこに集中しておりますので、現在のところはそちらの方で、施設に入所できないような状態の軽度の方については、そういったところの拠点でそれぞれ避難してもらいますが、まずは通常の避難所へ避難していただいて、その中で状態をそれぞれの避難所要員が確認させていただきながら、必要な方についてはお迎えに行けるような体制も取りながら、それぞれ体制を整えているところでございます。

その他、今後につきましてもそれぞれの総合支所管轄もございますので、またそういったところも順次取り組んでいきたいと思います。現在も、そういった形で危機管理部の方とは福祉部として情報共有を行っておりますので、個別計画につきましても健康福祉部の情報とともに危機管理部で情報共有しながら取り組んでいるところでございます。

また、いろんな意見の中で、もっとこうした方がいいのでは、もっと危機管理部とこういったところを情報共有した方がいいのではなどありましたら、またお話いただきましたら、健康福祉部から危機管理部の方へ情報共有しながら取り組んでいけたらなというふうに考えております。

渡部委員長

ありがとうございました。

村瀬委員

説明会のときも、自治会長と防災室の方だけで話をされていたんですけど、実際には地域の民生委員さんが割と詳しく知っているであろうことがあったりと、私は新任の自治会長ですのあまり知らないかったわけで、24時間障害者福祉で介護してみえるという方が、初めて訪問して直面したんですけど、説明会のスタンスとして自治会長以外にも、民生委員さん、地域包括支援センターの方、福祉の方も一緒にに入った説明会というスタンスで臨んでいただきたかったなと思い、このような発言をさせていただきました。

それと福祉避難所は私の養正地区には一つもないで、避難所である体育館とか小学校までよう行かんという人がかなり出てきているので、その福祉避難所があればいいなというふうに思っていますけど、実際には福祉避難所でも特別養護老人ホームも入所者がいて、デイサービスに通って利用してみえる方がいる。その中で、その付近の地域住民の方も福祉避難所でというのは、なかなか大変やなと思ったり、実際問題として感じます。

事務局（坂倉）

避難は、一旦最寄りの避難所に避難していただくのが原則になります。最寄りの特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を結

んでおりますが、全ての方がそちらに向かわれると先ほどおっしゃってみえましたように、その老人ホームが大変になりますので、やはり状態の重度の方をそれぞれの施設の方で、スペース等を利用していただきながら、介護を含めて見ていただくような形にならうかと思います。その中で、当然ご家族の方もみえますので、有事の場合はご家族の方も一緒に行っていただきながら、その特別養護老人ホームでの介護等もフォローしていただく形も含めて、いろんな形で対応していただけるようと考えているところでございます。

渡部委員長

ありがとうございました。自治会長が個別避難計画を作らなければならぬとは、大変だなと思いました。

村瀬委員

誰が誰を助けるという、そういう計画作りに、津市が踏み出したことについて、あまり他の市では聞かないで、ものすごく評価はしているんですけど、ちょっと進め方で、自治会長は1年か2年ごとで交替するところもあるので、民生委員さんとの連携とかそういうことを進めていただけないと、なかなか自治会長が個別訪問すると、そんなことはあんまり慣れていないので大変だなと思いました。

渡部委員長

ありがとうございました。災害対策からいろんな現在の状況を知り、また、次期計画に関するアンケートの提案など非常に有意義なご意見をいただいたと思いますが、他にいかがでしょうか。

永田委員

すみません。先ほど私食事についての発言をしたかと思いますが、老健におけるデイの食事についてでしたか。私たちの介護老人保健施設での通所リハビリテーションでは、もう食事は出さない。半日にしてきている、と言いますのは、リハビリテーションをする場合、1日6時間もリハビリテーションできない。だから、全日タイプというのは本来デイケアですべきものではないということで、半日を主体として提供しておりますので、食事はどうでもいい。どうしても全日をというのであれば、それこそパンと牛

乳くらいでええやんかというふうに思ってます。本来きちんとした食事を出す場ではなくて、とりあえず何か食べておくという場なんじやないかという気がします。

特に老健あのうでは全日を一切やめました。これは全国的に言うとかなり稀になります。実は始めたのは全日でしたが、そのうちデイサービスとデイケアの差がなくなったんですね。全日をやめて半日のデイケアを始めたときには、ほぼ利用者がいなくなつてリハビリを求めてきていたのではない。やっとここ最近利用者が増えてきたんですね。やはり、全日と半日では倍近く通える。日数が多い方がリハビリはいいので、それをデイサービスと同じようなことをしたっていう反省で半日にしたんですけど、そういうことに関しての取組に関して、津市の方から何かしていただけたらなと思いますが、強くは求めません。

中川委員

個別避難計画のことですがケアマネジャーは、その地域の方、特に重度介護の方については、ご利用者様の状況をおそらくよく知っているものかなと思うんです。個別避難計画を立てるのにやはり連携を取って、計画作成に参加させていただくことがいいのではないかなというふうに思います。

津市の話ではなくて、私の担当が他の市町の方もいますので、別の市のことなんですが、市の委託でケアマネジャーが個別避難計画を策定するというのを実は去年から始まっていて、要介護5の方からで全員ではないんですが、市の方で選定した方に関して、委託契約を結んで個別計画を立てるというのがちょっと始まっているので、それが今いいのか悪いのかというところがまだちょっとわからないですが、何にしてもその個別避難計画もあまり絵に描いた餅ではしようがないでしょうし、ケアマネジャーだけが立てたものでも駄目で、やはり地域の方のお力も私たち専門職の力もみんなで合わせて計画を作つていけばいいのではないかというふうに思っています。

渡部委員長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

永田委員

南海トラフ地震がいつ起きるかわからないというところで、いざというときになったときに、やはり水と電気が一番重要だと思います。電気ですが、今までどうやって停電になったときに確保するかということで考えていたんですけども、一番いいのはですね、車が発電機として使える。それから、車をガソリン満タンにしておいて、いつでも発電機として使えるようにということ。それから引いてくるケーブルとかかなり安いものなので、市から補助を出していただけたらいいと思います。

それから水ですが、水もこれからどうしたらしいのかと飲み水です。飲み水もいろいろ探して、ろ過機が20万円くらいで5年間使って、これが一番安くて、飲み水ではない川の水とかから確保できると、飲み水として使うことができます。

そういうことに関して津市とかが補助していただけたら、非常に簡単に揃えられるのではないかと思います。非常に安いんです。

渡部委員長

わかりました。災害対策として考えたいと思います。また、一応小学校に給水タンクがありますね。いろんな方法を考えてやっていきたいと思います。

永田委員

浅井戸を掘った場合、ほとんど飲み水として使えないんですね。飲み水として使えるぐらいですとかなり掘らないと駄目みたいで、それもうまくいくかどうかわからない。そうすると、やはりろ過機が必要で、ろ過機があれば川から水を汲んできて、飲み水として使えるのでそういう方法も可能かと思います。

渡部委員長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。  
それでは、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。  
これをもちまして、本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了します。

委員の皆様には、お忙しい中、長時間ありがとうございました。

事務局（土田）

渡部委員長ありがとうございました。また、委員の皆様には、長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。

た。

最後に、健康福祉部長より委員の皆様に一言ご挨拶させていただきます。

#### 【健康福祉部長挨拶】

事務局（土田） 本日はどうもありがとうございました。これにて、終了させていただきます。